

## 船橋市株式会社等による障害福祉施設整備に係る事前協議書の提出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市株式会社等による障害福祉施設整備審査会設置運営要綱（以下「運営要綱」という。）第1条に規定する株式会社等が同条に規定する障害福祉施設を適切に整備するため、事前に提出する協議書について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議書の提出期限)

第2条 株式会社等が国が定める社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省社援第105003号）の規定による国庫補助金を活用して障害福祉施設の整備をしようとするときは、原則として整備をしようとする前年の12月末までに、株式会社等による障害福祉施設整備協議書（別記様式）に別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する施設整備については、予備相談を行うものとする。

(障害福祉施設に係る事前協議)

第3条 事前協議は、地域需要、土地所有状況、資金計画及び近隣住民同意等又は施設整備にあたっての必要な事項について行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。